

国 地 契 第 45 号
国 官 技 第 338 号
国 営 管 第 353 号
国 営 計 第 144 号
国 北 予 第 48 号
平成 31 年 2 月 8 日

大臣官房官庁営繕部 各課長
各地方整備局 総務部長
 企画部長
 営繕部長
北海道開発局 事業振興部長
 営繕部長

大臣官房 地方課長
 技術調査課長
 官庁営繕部管理課長
 官庁営繕部計画課長
北海道局 予算課長

国土交通省所管事業の執行における一層円滑な発注及び施工体制の確保について

国土交通省所管事業の執行については、円滑かつ着実な事業実施のため、入札参加資格の緩和や余裕期間制度の活用等に努めてきたところであるが、一層円滑な発注及び施工体制の確保を図る観点から、当分の間、下記に定めるところによることとする。

記

1. 設計・積算の適切な実施

(1) 見積の積極活用等

直轄工事の予定価格については、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定するとともに、厳正な管理に努めること。

この際、直轄土木工事において、特に以下に掲げる工種・建設資材等については、地域における調達環境を十分考慮し、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、当初発注から積極的に見積を活用して積算するなど、適正な予定価格の決定を図られたい。

なお、以下に掲げる工種・建設資材等のほかに、当初発注から見積を活用することが適当と考えられるものがある場合には、事前に大臣官房技術調査課建設システム管理企画室へ協議されたい。

<当分の間、配慮が必要な工種等>

- ・河川維持工（伐木除根工）
- ・砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- ・電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- ・その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

<当分の間、配慮が必要な建設資材>

- ・鋼矢板
- ・高力ボルト

なお、直轄営繕工事においては、「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」（平成26年2月6日付け国営計第118号）を踏まえ、以下に掲げる事例を参照しつつ、当初発注から、過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を対象工事に入札参加者の見積を積極的に活用されたい。

<過去に不調・不落になった工事の例>

- ・耐震改修工事、外壁改修工事、屋根改修工事、空調設備改修工事、給排水設備改修工事

<標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事の例>

- ・離島や山間僻地等、地域により同一工種でも価格差が生じる工事
- ・寒冷地等で施工時期により同一工種でも価格差が生じる工事
- ・施工時間等の施工条件の制約により同一工種でも価格差が生じる工事

また、直轄営繕工事の積算にあたっては、少量施工の場合の単価補正（割増）を適切に行うなど、改修工事等において現場実態を的確に反映した単価及び価格を設定すること。

(2) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

直轄土木工事において、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、予め当該建設資材に関する調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

また、直轄土木工事において、交通誘導員などの労務のひっ迫が懸念される地域においては、予め当該労務の調達に係る経費のうち実績に応じて変更を可能とする経費（以下、「実績変更対象費」という。）を明示した上で、工事実施段階に

おける実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を行うこととする。

なお、直轄営繕工事においては、「営繕工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について（通知）（平成 29 年 10 月 25 日付け国営積第 9 号、国営整第 140 号）によることとし、対象工事は復興事業に限定せず、建設資材等の調達が困難と想定される工事及び労働者を遠隔地から確保せざるを得ないと判断される工事について、必要な契約変更を行うこと。

(3) 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

施工箇所が点在する工事については、現行の土木工事標準積算基準書により、施工箇所が 1km を超えて点在する工事を対象として、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出することとし、これによりがたい場合は個別に考慮できるとしている。

この際、「これによりがたい場合」として、地域における交通環境を十分に考慮した際に、点在箇所の間隔が 1km 程度に満たなくとも、建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所が発生したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出することとする。

2. 余裕期間制度の原則活用について

余裕期間制度については、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成 27 年 12 月 25 日付け国官総第 186 号、国官会第 2855 号、国地契第 43 号、国官技第 255 号、国営管第 355 号、国営計第 75 号、国北予第 25 号）及び「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成 27 年 12 月 25 日付け国地契第 44 号、国官技第 257 号、国営管第 356 号、国営計第 76 号、国北予第 26 号）により、通知しているところである。

これらの通知を踏まえ、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう、余裕期間制度を原則として活用すること。

なお、当分の運用として、余裕期間は、契約ごとに工期の 40% を超えず、かつ、5 ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。

また、工事施工段階においては、「週休 2 日の推進に向けた適切な工期設定の運用について」（平成 29 年 3 月 28 日付け国技建管第 19 号）に基づき、受発注者間で工事工程等の情報共有を行い、施工の円滑化に努めること。

3. 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事について、下記の条件を全て満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 2 の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）を行うなど適切に対応することとする。

なお、1 回の競争入札手続による不調随契への移行を推奨するものではないことに十分留意されたい。

1) 品質確保の上で、入札参加資格要件（技術要件、地域要件、対象等級）を最大限緩和していること。

2) 見積の積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策をとっていること。

3) 競争入札手続を行った場合に、入札者の見込みがないと判断されること。

一方、再度の入札をしても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の原則廃止等その厳正化について」（平成 17 年 8 月 29 日付け国地契第 46 号）において、不落随契の原則廃止等その厳正化について定められていることに留意されたい。

4. その他

工事発注にあたっては、発注者間の一層の連携に努めるとともに、地域の建設業者の実情を的確に把握した上で、円滑な施工確保を図ること。